

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項 1 事業の概要

特別会計名：下水道特別会計

事業名	「公共下水道」「流域下水道」（下水道事業）		
事業開始年月日	H4. 4. 1	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	寄居町	職員数（H24. 4. 1現在）	4
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 （年度） 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用下水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	320（21年度）	財政力指数	0.768（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	83.6（21年度）	実質公債費比率（%）	9.7（22年度）
		将来負担比率（%）	89.0（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	寄居町公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	寄居町長 島田誠
既存計画との関係	第5次寄居町総合振興計画・後期基本計画（平成24年度～平成28年度）
公表の方法等	広報・HP・平成24年9月議会にて行政報告
基本方針	企業誘致による有収水量の確保及び水洗化率の向上による有収水量の増加を進めると共に徴収率を向上させ使用料収入を確保する。また、工事発注の際はコストの削減を行い経営改善を進める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分	繰上償還希望額	旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	7384.9			7384.9

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
			うち年利7%以上	
公営企業債				
合 計 (A)				
※上記のうち 一般（再掲）地方債				
合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
			うち年利7%以上	
公営企業債				
合 計 (A)				
※上記のうち 一般（再掲）地方債				
合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名	年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
			うち年利7%以上	
公営企業債	下水道事業	7384.9		7384.9
合 計 (A)		7384.9		7384.9
※上記のうち 一般（再掲）地方債				
合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		7384.9		7384.9

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>○寄居町の下水道事業の概念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道は都市計画事業として昭和61年より事業を着手、昭和63年に特別会計を設置、平成3年に都市計画課部門より下水道課として独立、平成4年に供用開始以後事業の推進を図っている。平成19年度より組織機構改革により上下水道課となる。 ・全体計画としては町の北部を第1処理分区、南部を第2処理分区とし、第1処理分区は寄居駅を中心とした用途地域内とその周辺部及び鉢形駅周辺を、第2処理分区は男衾駅周辺の用途地域とその周辺部及び小川町境の工業専用地域をエリアとする。また、当町は非線引きであるため用途地域を下水道普及の優先区域として整備を進めている。なお、荒川上流流域下水道に接続する流域関連公共下水道であるため処理場は持たない。 ・平成15年度に寄居町生活排水処理基本計画を定め、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽により排水処理事業を進めている。さらに、公共下水道事業については平成23年に策定された第5次寄居町総合振興計画・後期基本計画においても「生活環境の快適性を高めるまちづくり」として重点施策の位置づけを持ち整備推進をしている。また、同計画において職員の適正な定数管理、組織の再編、事務の効率化、行政運営コストの削減などを全庁あげて積極的に取り組んでいる。 ・本田技研工業株の進出により、建設財源としての有収水量＝使用料収入が見込める。 <p>○問題点等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道に接続しているため、施設管理委託によるコスト削減が見込めない。また、施設（資産）がないため資産の活用による財源増は見込めない。 ・非線引きであるため、下水道整備区域外でも家屋建設が可能であり、人口の集中化がおきにくく普及率が伸び悩んでいる。 ・整備が進んでいる第1処理分区は、旧市街地で古い建築等が多いことや借地借家関係により水洗化が進んでいない面もあり、高齢世帯では設備工事に消極的な意見もあり水洗化率が伸び悩んでいる。 ・大地主が多い傾向にあり、受益者負担金の個人負担が多額になる傾向がある。また、水洗化の進捗も地権者の意向によるところが大きい。 ・近隣市町村と比較して、受益者負担金と使用料ともに高額である。 ・組織面では、一時期6名であった職員数を5名に削減し、平成19年度より組織機構改革により上下水道課となり、農業集落排水事業を加え9名で組織したが現在は8名に削減した。区域の拡大により業務量は増大しており人員減や人件費削減は限界に来ている。 ・住民サービスの向上と収納事務の効率化を図るため上下水道料金一括徴収実施し、郵便料金や口座引落手数料等コストの削減に成功したが、10倍近い顧客を持つ水道事業と一括徴収となり賦課徴収を委託していることもあり、滞納者等の実態把握が困難となっている。
経営課題	<p>課 題 ① 水洗化率の向上</p> <p>整備が完了しても水洗化率が伸び悩み、投資が営業面への効果として十分に反映できていない状況がある。また、下水道を整備しても接続がなされないままであれば住環境整備、公共水域の保全といった意味でも事業効果が十分に発揮できていないため水洗化率を向上させたい。</p> <p>課 題 ② 工事発注コストの削減</p> <p>現状の工事発注の工区が平均5～6工区（補助工区）となっているが、工事の設計・入札の事務を見直し、工事発注コストの削減と事務の効率化を進めたい。</p> <p>課 題 ③ 徴収率の向上</p> <p>上下水道料金一括徴収等により徴収機会が減少し、低迷してしまった使用料の徴収率を向上させたい。</p> <p>課 題 ④</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	<p>下水道の整備（管渠工事）だけを考えるのではなく、町の諸事業（都市計画・道路など）との相乗効果により下水道の投資がより効果的に住民サービスに還元できるよう、庁内関係部門との連絡調整をとり政策的な連携と協力体制により事業を進めたい。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	25.8	9.3	19.2	40.9	37.9	40.0	42.9	48.0	48.0	52.2
資本費 (円又は%)	188	1,127	930	201	202	235	197	203	209	218
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	62	22	21	88	52	84	82	82	80	80
繰入金比率	収益的収入分 (%)	58	51	45	72	67	69	60	60	60
	うち基準内繰入金 (%)	18	41	100	100	100	100	100	100	100
	うち基準外繰入金 (%)	82	59	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分 (%)	21	14	12	22	25	31	30	29	27
	うち基準内繰入金 (%)	16	41	68	19	7	18	18	18	18
うち基準外繰入金 (%)	84	59	33	81	93	83	83	83	83	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）																												
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金については、平成22年度決算統計による使用料の比較で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料単価、125.6円で県内では上から9番目 ・家庭用20㎡では、2,205円で県内では上から5番目（荒川上流である深谷市流域分と同一） <p>となっており、使用料としては高額な水準にあると考えている。</p> <p>料金改定は平成4年の供用開始以来行っていない（消費税の転嫁のみ実施）が、20年前から現在の水準で負担をいただいているということになる。住民サービスと住民負担のバランスを考えると現段階での料金改定は困難である。</p> <p>料金収入の見込については、企業誘致の成果として、本田技研工業(株)がH24に操業となる。このことにより有収水量の増加が見込めるとともに、総合振興計画・後期計画で目標にあげた水酸化促進事業により水酸化率の向上を見込んでいる。</p>																												
2 他会計繰入金の見込み	<p>赤字補填的な安易な繰入は避けるべきであることは当然であるが、本田技研工業(株)の進出に伴う投資事業は町の政策上不可欠であるため必要な部分は繰入を見込んでいる。</p>																												
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>本田技研工業(株)の進出に伴い、寄居第2処理分区の事業着手を決定し、平成18年度に事業認可。投資計画は認可計画に基づき事業を進めることを前提とする。</p> <p>・第2処理分区（平成18年度認可分）の事業概要</p> <p>面積 148ha（内ホンダ工場分86ha、周辺地域62ha） 管渠延長 3,740m 排水量 4,025㎡/日 年次計画</p> <table border="1" data-bbox="779 778 1422 1050"> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>幹線管渠</td> <td></td> <td>661,905 千円</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>幹線管渠</td> <td></td> <td>186,250 千円</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>面整備</td> <td>16ha</td> <td>387,563 千円</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>面整備</td> <td>16ha</td> <td>387,563 千円</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>面整備</td> <td>16ha</td> <td>380,385 千円</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>面整備</td> <td>14ha</td> <td>330,145 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>148ha</td> <td>2,333,811 千円</td> </tr> </tbody> </table>	H19	幹線管渠		661,905 千円	H20	幹線管渠		186,250 千円	H21	面整備	16ha	387,563 千円	H22	面整備	16ha	387,563 千円	H23	面整備	16ha	380,385 千円	H24	面整備	14ha	330,145 千円	合計		148ha	2,333,811 千円
H19	幹線管渠		661,905 千円																										
H20	幹線管渠		186,250 千円																										
H21	面整備	16ha	387,563 千円																										
H22	面整備	16ha	387,563 千円																										
H23	面整備	16ha	380,385 千円																										
H24	面整備	14ha	330,145 千円																										
合計		148ha	2,333,811 千円																										
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>・総合振興計画・後期基本計画による事業（認可事業・水酸化促進のための委託等諸事業）を推進する。</p>																												

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度									
		平成19年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成20年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成21年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成22年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成23年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成24年度 （計画初年度）	平成25年度 （計画第2年度）	平成26年度 （計画第3年度）	平成27年度 （計画第4年度）	平成28年度 （計画第5年度）
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	168	176	155	260	245	260	260	260	260	260
	(1) 営 業 収 益 (B)	71	74	74	74	79	81	103	103	103	103
	ア 料 金 収 入	71	74	74	74	79	81	103	103	103	103
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他										
	(2) 営 業 外 収 益	97	102	81	186	166	179	157	157	157	157
	ア 他 会 計 繰 入 金	97	90	70	186	163	179	157	157	157	157
	イ そ の 他		12	11		3					
	2 総 費 用 (D)	168	180	205	149	157	150	149	144	144	136
	(1) 営 業 費 用	71	82	130	88	97	90	89	89	89	89
ア 職 員 給 与 費	13	13	15	15	15	15	14	14	14	14	
ウ ち 退 職 手 当											
イ そ の 他	58	69	115	73	82	75	75	75	75	75	
(2) 営 業 外 費 用	97	98	75	61	60	60	60	55	55	47	
ア 支 払 利 息	97	98	75	61	60	60	60	55	55	47	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
イ そ の 他											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	-4	-50	111	88	110	111	116	116	124	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	801	997	649	367	303	260	271	275	300	300
	(1) 地 方 債	345	753	176	160	160	80	120	120	150	150
	資 本 費 平 準 化 債										
	(2) 他 会 計 補 助 金	165	138	80	81	76	80	80	80	80	80
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国（都道府県）補助金	288	95	7	71	45	90	61	65	65	65
	(6) 工 事 負 担 金	3	11	386	55	22	10	10	10	5	5
	(7) そ の 他										
	2 資 本 的 支 出 (G)	802	1,002	594	477	274	370	380	365	400	408
(1) 建 設 改 良 費	699	380	76	332	125	210	210	190	220	220	
ウ ち 職 員 給 与 費	24	24	15	16	15	15	15	15	15	15	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	103	622	518	145	149	160	170	175	180	188	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-1	-5	55	-110	29	-110	-109	-90	-100	-108	

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-1	-9	5	1	117	0	2	26	16	16
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	19	18	9	14	15	132	132	134	160	176
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	18	9	14	15	132	132	134	160	176	192
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支										
黒 字 (P)	18	9	14	15	132	132	134	160	176	192
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	62	22	21	88	80	84	82	82	80	80
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	71	74	74	74	79	81	103	103	103	103
地方財政法による資金不足の比率 $((R)/(S) \times 100)$										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 $((T)/(V) \times 100)$										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	3084	3214	2873	2888	2782	2702	2612	2517	2417	2309

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	97	90	70	186	163	179	157	157	157	157
うち基準内繰入金	17	37	70	186	163	179	157	157	157	157
うち基準外繰入金	80	53								
資 本 的 収 支 分	165	138	80	81	76	80	80	80	80	80
うち基準内繰入金	27	56	54	15	5	14	14	14	14	14
うち基準外繰入金	138	82	26	66	71	66	66	66	66	66
合 計	262	228	150	267	239	259	237	237	237	237

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		<p>公共下水道業務は、現在上下水道課で行っている。上下水道課の所掌事務は、公共下水道業務のほかに農業集落排水業務と上水道業務がある。上下水道課の職員数は、全体で18名であるが、この内課長を含め8名で公共下水道と農業集落排水業務を行っている。今後も公共下水道と農業集落排水事業ともに整備区域の拡大を図る計画があるが、現行人員で業務を遂行する。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>(1)給与構造改革 平成17年度に国家公務員に準じた給与構造の見直しの実施及び町独自の職員給与削減3%を実施(平成18年度から5年間)。平成17-18年度比較で町全体として、126,877千円の人件費を削減。 (2)地域手当については、平成23年度より支給していない。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>技能労務職員の給与については、上記給与構造の見直し時に併せて実施した。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>退職時特昇については、平成17年4月1日より廃止済。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>町から福利厚生団体に補助金を交付しているが、平成18年度に見直しを実施し、1/2(年額100万円)に削減した。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		<p>流域下水道に接続しているため、処理場を有していない。維持管理している施設は管渠、マンホールポンプであり維持管理を委託することによりコストを削減することは困難である。また、施設(資産)がないため資産の活用による財源の増を見込むことも困難である。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>同上</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		<p>収支見通しの前提条件にも記述したとおり、「使用料単価：120円で県内では上から9番目」・「家庭用20㎡：2,205円で県内では上から5番目（荒川上流である深谷市流域分と同一）」という状況であり、使用料としては高額な水準にあると考えている。住民サービスと住民負担のバランスを考えると現段階での料金改定は困難であると認識しているが、県内・近隣自治体等の動向を研究しながら、今後の課題としていきたい。</p>
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		町広報（広報よりい）及び町公式ホームページ(http://www.town.yorii.saitama.jp/)で公表している。
○ 行政評価の導入		平成23年度に策定した第5次総合振興計画後期基本計画により検討・導入する。
4 その他		<p>財政健全化に寄与するための町独自の対応として、町長の給料を20%・副町長及び教育長の給料を15%減額、全職員の給料額の3%を減額、管理職手当について職務の階級により15%・13%・10%の減額を平成18年度から5年間実施。また、町議会としても議員報酬の10%減額を行った。</p> <p>II① 水洗化の向上 総合振興計画・前期計画に位置付けられた水洗化促進事業（委託による各家庭訪問・接続干渉）を実施し、有収水量・使用料を確保していく。</p> <p>II② 工事発注コストの削減 工事発注関係の事務を見直し、発注コスト（経費）を軽減させるとともに、設計・入札等に関する事務の効率化をおこなう。</p> <p>II③ 徴収率の向上 徴収事務のあり方を再検討し、積極的な徴収を進める。</p>

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	事業の拡大に伴い、総事業費は増加するが、人員を据え置くことで経常経費の割合は減少する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金なし。 調達コストの削減、有効な投資、を進めていく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	赤字補填的な安易な繰入は避けるべきであることは当然であるが、本田技研工業(株)の進出に伴う投資事業は町の政策上不可欠であるため必要な部分は繰入を見込んでいる。
4 その他	<p>II①水洗化の向上 面整備工事においては、工事説明会、受益者負担金説明会、各年度における供用開始説明会等その都度ビデオの上映、パンフレットでの説明を行い、各家庭・事業所等へ接続の依頼、交渉を実施しており、徐々に成果が出てきている。今後もその方向で推進していく方針である。</p> <p>II②工事発注コストの削減 平均9～10工区に分割して発注していた国庫補助工区の工事を5工区程度に統合し設計額の上昇を抑制するとともに、内部の設計事務・入札事務の簡素化、効率化を図る。</p> <p>II③徴収率の向上 上下水道一括徴収により臨宅徴収の機会がむしろ減少してしまった現状をかんがみ、徴収ルートやスケジュール等を再検討し、また、職員による臨宅徴収や給水停止の活用等により徴収率の向上を図る。</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計		
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(当初計画第6年度)	(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)		(延長計画第5年度)	
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	6927	6860	6860	8456	8880	9234			7430	7530	7600	7650	7700		
		A 増減		33	0	1596	424	354	2407		-1804	100	70	50	50		-1534
		水洗便所設置済人口(人)	4999	5150	5886	5940	6067	6237			5660	5700	5730	5760	5800		
		B 増減		151	85.8	54	127	170	587.8		11897	40	30	30	40		12037
		水洗化率(%)	73.2	75.1	85.8	70.2	68.3	67.5			76	76	75	75	75		
	②	C 増減		1.9	10.7	-15.6	-1.9	-0.8	-5.7		8.5	0	-1	0	0		7.5
		有収水量(m ³)	530277	546480	551540	556600	718971	734910			678780	658780	659000	659500	660000		
		D 増減		16203	5060	5060	162371	15939	204633		-56130	180000	220	500	500		125090
		使用料単価(円/m ³)	124	123	123	122	143	143			120	120	120	120	120		
	③	E 増減		-1	0	-1	21	0	19		-23	0	0	0	0		-23
		料金改定率(%)															
	④	F 増減															
		収納率(%)	95.2	95.5	95.8	96.1	96.3	96.5			95.5	95.5	95.6	95.6	95.6		
⑤	G 増減		0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	1.3		-1	0	0.1	0	0		-0.9	
	その他()																
経営の効率化	⑥	H 増減															
		管理運営費(千円)	284492	320253	893179	436411	309178	340556			306000	339000	340000	341000	343000		
	I 増減		35761	572926	-456768	-127233	31378	56064		-34556	33000	1000	1000	2000		2444	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	42	47	130	52	35	37			41	45	45	45	45			
	J 増減		5	84	-79	-17	2	-5		4	4	0	0	0		8	
	汚水処理原価(円/m ³)	435	476	1317	637	350	377			300	280	250	250	230			
	K 増減		41	841	-680	-287	27	-58		-77	-20	-30	0	-20		-147	
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³)	150	152	177	149	139	157			138	136	136	135	135				
L 増減		2	25	-28	-10	18	7		-19	-2	0	-1	0		-22		
⑦	M 増減																
	その他()																
企業債現在高(百万円)	使用料回収率(%) $(E/K \times 100)$	28.5	25.8	9.3	19.2	40.9	37.9			40	42.9	48	48	52.2			
	累積欠損金比率(%)																
	当初計画の目標値																
	延長計画の目標値																
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	当初計画の目標値															
		延長計画の目標値	2842	3084	3214	2873	2888	2782		2702	2612	2517	2417	2309			

(単位:千円・百万円)

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入		18868	19042	19217	39147	39695								
		改善効果額		18868	19042	19217	39147	39695	135969							
		①有収水量の増加		18668	18840	19013	38943	39487	134951							
		②使用料の適正化							0							
		③収納率の向上		200	202	204	204	208	1018							
		その他④()							0							
	経営の効率化	管理運営費		3470	3470	3470	3470	3470	3470							
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの		3470	3470	3470	3470	3470	3470							
		改善効果額		3470	3470	3470	3470	3470	17350							
		⑤職員給与費の適正化		2212	2212	2212	2212	2212	11060							
		維持管理費(上記以外)の適正化		1258	1258	1258	1258	1258	6290							
		⑥(工事発注の集約)による削減		15000	15000	15000	15000	15000	15000							
改善効果額		15000	15000	15000	15000	15000	75000									
当初計画改善効果額 合計									228,319							

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

(単位:千円・百万円)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入										73450							81450	103000	103080	103100	103200		
		改善効果額											2021							8000	21500	22000	22030	22130	95660
		①有収水量の増加											2000							7500	21000	21500	21530	21630	
		②使用料の適正化																							
		③収納率の向上											21							500	500	500	500	500	
	その他④()											25000													
	改善効果額											25000													
	経営の効率化	管理運営費																		306000	339000	340000	341000	343000	
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの																		306000	339000	340000	341000	343000	
		改善効果額																		100	100	100	100	100	500
⑤職員給与費の適正化 維持管理費(工配以外)の適正化																			100	100	100	100	100		
その他⑥()												1000													
改善効果額											1000														

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあつては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)
- 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成22年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口……………10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口……………10表01行12列
- ・有収水量……………10表01行52列
- ・管理運営費……………32表02行13列
- ・汚水処理原価……………(32表02行14列)÷(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)……(32表01行44列)÷(有収水量)
- ・使用料収入
 - 法適用事業 = 20表01行03列
 - 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
 - 法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
 - 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A		96160
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 B		
A + B		96160
<参考> 延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)		

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記入された項目に関する取組等

当町の使用料は県内でも高額であり近隣市町村との水準等も考慮し、現段階では値上げをせず水洗化の向上により経営改善を進めていきたいと考えている。今後の経営状況及び近隣自治体との状況などを踏まえ使用料の値上げについては研究検討課題としていきたい。